

令和4年度七戸町移住就職奨励金交付要綱

令和4年3月10日制定

(趣旨)

第1条 人口減少対策及び雇用対策の一環として、移住(UJターン)し、七戸町を住所地として事業所に就職した者及び新規学校卒業者で、七戸町を住所地として事業所に就職した者に対し、予算の範囲内で令和4年度七戸町移住就職奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則(平成17年規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)新規学校卒業者

新規学校卒業者とは、令和4年1月1日以降に卒業し、令和4年度内に就職した者をいう。

(2)上十三地域

上十三地域とは、七戸町、十和田市、三沢市、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町及び六ヶ所村をいう。

(3)事業所

事業所とは、雇用保険適用事業所であつて、町内に本社機能がある場合は町内事業所、それ以外を町外事業所という。ただし、次に掲げる事業所を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業所

イ 政治団体又は宗教団体に該当する事業所

(4)正社員

正社員とは、雇用期間に定めのない、1週間の所定労働時間が30時間を超える雇用契約を締結した者

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)年齢要件 雇用締結時の年齢が満50歳未満の者

(2)住所要件 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 令和4年1月1日以降に上十三地域外から転入し、奨励金の交付の申請をした日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思を有すること。ただし、転入前は上十三地域外で1年以上住所を有していたこと。

イ 新規学校卒業者で、奨励金の交付の申請をした日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思を有すること。(新規学校卒業者は、住所の異動に係わらず対象とする。)

(3)就職・その他要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 令和4年1月1日以降に事業所で正社員として就職し、6カ月以上就労したこと。ただし、就労期間が6カ月に達する月が2月以降になる場合は、次年度に申請することができる。

イ 申請時点における市区町村民税の納期到来分について未納がないこと。(前住所地含む)

ウ 七戸町暴力団排除条例(平成23年条例第10号)第2条に規定する暴力団員でないこと。

エ 国、県の移住就職に関する補助金等の交付を受けていないこと。

オ 過去に本奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額等)

第4条 1人あたりの奨励金の額は、次のいずれかとする。

(1)町内事業所に就職した者 20万円

(2)町外事業所に就職した者 10万円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雇用契約の締結から6カ月を経過した後、令和5年2月28日までに、令和4年度七戸町移住就職奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)住民票(世帯全員のもの)の写し

(2)卒業を証する書類の写し(新規学校卒業者のみ)

- (3)就労証明書（様式第2号）
- (4)誓約書（様式第3号）
- (5)雇用保険被保険者証の写し
- (6)市区町村民税の納期到来分について未納がないことを証する書類
- (7)その他町長が必要と認める書類

2 町長は、町が保有する前項第1号及び第6号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があった時は、当該書類の提出を省略させることができる。

（奨励金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、令和4年度七戸町移住就職奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定された日から30日以内に、令和4年度七戸町移住就職奨励金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第8条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに交付決定者に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2)第7条に規定する奨励金の請求をしないとき。
- (3)奨励金の交付の申請をした日から起算して5年未満で転出したとき。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、令和4年度七戸町移住就職奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、前条により交付の決定を取り消したときは、当該各号に定める奨

励金の額の返還を命ずるものとする。

- (1)偽りその他不正な手段により勝利金の交付を受けた場合、奨励金の全額
- (2)奨励金の交付の申請をした日から起算して3年未満で転出した場合、奨励金の全額
- (3)奨励金の交付の申請をした日から起算して3年以上5年未満で転出した場合、奨励金の半額

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該返還命令を受けた日から60日以内に奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。